

児童虐待に「一時保護状」

厚労省司法審査案 新資格創設も議論

厚生労働省は5日、虐待を受けた子どもを親と分離する児童相談所の一時保護に司法審査を導入する案を社会保障審議会専門委員会に示した。児童の請求を受け裁判官が「一時保護状」を発付する方法で、親権者が保護に同意している場合は除外する方針。反対していたり、意向が不明瞭だったりした場合が請求対象になる。

これまでの厚労省、法務省、最高裁の検討によると、児童が一時保護開始の前や後の一定期間に、裁判官に書面で保護状発付を請求。裁判官は児童が収集した資料などを基に発付可否を決める。一定期間については3日や7日とする意見が出ているという。専門委の委員からは、緊急性や夜間対応を踏まえ「原則事後請求でなければ児童の実情に合わない」との意見が出た。また、親の反対時などに請求対象となる点に「子どもが反対した場合も必要だ」との求めがあった。

この日は、高い専門性を持つ児童虐待対応に当たるための新資格「子ども家庭福祉ソーシャルワーカー（仮称）」を創設する制度案も提示された。

原則、2年以上の相談援助などの実務経験がある社会福祉士や精神保健福祉士が取得できる内容。民間の認定機構が研修課程を認定する仕組みのため、国家資格化を求める委員が反対意見を述べた。

新資格について厚労省は、19年9月からワーキンググループで議論を開始。今年2月公表の取りまとめでは、新資格は必要とした上で、国家資格化するかどうかは結論を先送りした。

厚労省によると、児童虐待による一時保護件数は年々増えている。

一時保護は親子を引き離し、子どもの自由を制限する強大な権限行使だが、行政機関の児童が判断する。適正性や透明性を確保する観点から司法